

半田市農業近代化資金利子補給補助金交付要綱

(目 的)

第1条 半田市在住の農業者等に対し、農業協同組合その他の機関で農業関係の融資をその業務とするものが行う長期かつ低利の施設資金を円滑にするため、農業近代化資金借入れ者に対し、利子の補給をし、もって農業者等の資本装備の高度化を図り、農業経営の近代化に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この要綱において「農業者等」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 農業を営む者
- (2) 農業協同組合
- (3) その他市長が認めた者

(利子補給の助成)

第3条 利子補給については、融資機関の貸付月日より起算して満4か年間1パーセント以内を助成するものとする。

ただし、次に掲げる場合は、利子補給を行わないものとする。

- (1) 農業経営安定資金借入れ者
- (2) 前条の農業者等が行う事業であっても、別に当該事業について、市の補助を受ける事業に係る農業近代化資金の借入れ者
- (3) 利子補給後の利率が、農業経営基盤強化資金（スーパーL）の実質金利を下回る場合。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から実施し、昭和38年4月1日から実施の要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、交付の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

半田市農業近代化資金利子補給基準表

貸付相手	資金の種類	備考
個人 共同 等 施設	1 構築物造成資金	
	2 農機具等取得資金	
	3 果樹等植栽育成資金	
	4 家畜購入育成資金	
	5 小土地改良資金	
	6 農村環境整備資金	
	7 特認施設資金	